



# 人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

🌐 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

📠 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/>

12月4日～10日は人権週間  
12月10日は人権デー

## 「誰か」のこと じゃない

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。

しかし、私たちが暮らす社会には、いまだに生命・身体の安全を脅かす事象や不当な差別等の人権侵害が存在しています。今年も、世界的な感染症の拡大により、さまざまな課題が生じています。「誰か」のことでなく、自分やあなたの身近にいる人のこととして思いを巡らせて、日常生活において相手を思いやるのが、こうした課題の解消につながります。できることから始めてみませんか。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

### 新型コロナウイルス感染症に関連して「誰か」を傷つけていませんか？

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。病気に対する不安や生活様式が大きく変化したことによるストレス等から、職場や家庭、地域の中で「誰か」を傷つけていませんか。誰もが不安を抱えている今だからこそ、お互いを思いやり、「誰か」を傷つけないよう冷静な行

動を心がけることが大切です。

もし、不安を抱えていたり、人権が傷つけられたと感じたりした時は、一人で悩まずに相談してください。

(人権に関する相談窓口は4面参照)

### NO差別 「誰か」にこんなレッテルを貼っていませんか？

〇〇の仕事をしている人の子どもは登園(校)させないでほしい

私たちの健康と生活を守り支えるため、日夜、さまざまな分野の最前線で尽力されている方々があります。こうした方々やその家族が差別的な扱いを受けないよう、相手の状況に配慮し、思いやる心を大切にしましょう。

〇〇の施設は危ない

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、特定の施設等に限定されるものではありません。感染者が発生した施設等は、消毒等の感染防止対策を十分に行ったうえで再開しています。情報を得る際は、信頼できる発信元かを確認し、正しい情報を基に行動しましょう。

インターネット上に〇〇店で感染者が出たとの書き込みを見つけた。みんなに知らせよう

インターネット等に掲載されている情報の中には、不確かなものや事実と異なるものもあり、安易に拡散することは風評被害や人権侵害につながる恐れがあります。発信しようとしている内容が誰かを傷つけるものにならないか、発信前に立ち止まって考えてみましょう。

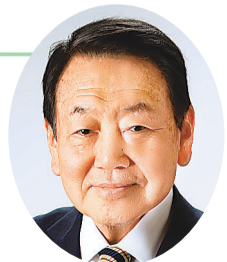
### 感染していないか不安な方、感染予防法を知りたい方

▶ 新型コロナコールセンター(東京都)…午前9時～午後10時 ※(出)・(回)・(観)等を含む ☎0570(550)571

▶ 保健予防課感染症予防係……………午前8時30分～午後5時15分 ※(出)・(回)・(観)等を除く ☎(3802)4243

その他の人権課題は2・3面で紹介しています

### ▶ 誰もが幸せに暮らすことのできる地域社会に向けて



荒川区長  
にしかわ たけひろ  
西川 太一郎

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、区民、事業者の皆様におかれましては、感染拡大防止のための取り組みに多大なるご協力をいただきます。心から感謝申し上げます。感染者やさまざまな分野の最前線で私たちの健康と生活を守り支えてくださっている方々、そのご家族に対して、不当な差別や偏見の目が向けられていることが大きな社会問題となっています。こうした差別や偏見は決してあってはならないことです。これまでに経験したことのないウイルスに対し、大きな不安を抱くことは当然です。しかし、不安や恐れを過度に抱き、それらを遠ざけようとする心が、差別の根につながっていくと恐ろしいです。恐れるべきはウイルスであって、人ではありません。感染予防をしていても、誰もが感染者になる可能性があります。一人ひとりが正しい知識を基に、思いやりを持った冷静な行動を心がけて、差別ではなくエールを送ることとで、ともにこのウイルスに立ち向かっていきましょう。区といたしましては、すべての人が幸せに暮らすことのできる差別のない地域社会の実現に向けて、引き続き全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

# お互いを認め合い、支えあう社会の実現に向けて

新型コロナウイルス感染症（1面参照）のほかにも、さまざまな人権課題があります。こうした課題を正しく理解し、差別と偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

## インターネット

- ▶スマートフォンやタブレット端末等の普及により、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉棄損等の人権侵害が発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。
- ▶他人への誹謗・中傷や差別的な表現の書き込みのほか、SNSや掲示板等に他人の写真や動画を無断で公開するといった事件が起きています。
- ▶無料通話アプリ等を使った子ども同士のいじめや、インターネットを通じた誘い出しにより、未成年者が性的被害や暴力行為に遭う等の被害が発生しています。

## ハラスメント

- ▶ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」を意味します。
- ▶職場や日常生活等で、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える発言や行動が問題となっています。

### ハラスメントの例

- **パワー・ハラスメント**  
職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為等
- **セクシュアル・ハラスメント**  
相手の意に反する不快な性的言動(性的指向・性自認関連含む)
- **マタニティ・ハラスメント**  
妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等
- **カスタマー・ハラスメント**  
顧客や取引先からの著しい迷惑行為
- **モラル・ハラスメント**  
モラル(道徳)による精神的な暴力・言葉・態度による嫌がらせ行為等

## 女性

- ▶性別に基づく差別や固定的な役割分担意識は、いまだに人々の意識や社会の慣行の中に見受けられます。
- ▶現在も、女性が家庭における家事や子育て等の多くを担っている傾向にあり、非常時にはその傾向がより顕著になると言われています。
- ▶職場等におけるキャリア形成等の処遇や賃金の格差とあわせて、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の問題も発生しています。
- ▶配偶者・パートナーからの暴力(DV)や性暴力等は、多くが家庭内で起こっているため、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、犯罪となる行為を含む人権侵害です。

## 子ども

- ▶児童虐待や体罰、いじめ等は子どもの権利を著しく侵害し、子どもの人格形成に深刻な影響を与える重大な行為です。
- ▶児童買春や児童ポルノ等は子どもの人権を侵害する犯罪であり、その多くは携帯電話やインターネットの利用が関係しています。
- ▶子どもを巡る人権問題は周囲の目につきにくいところで発生しており、子ども自身が声を出せない、または声を出しにくい状況にあります。
- ▶虐待の疑いを持ったときは、速やかに児童相談所等に通報することが義務づけられています。

## 高齢者

- ▶年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、賃貸住宅の入居を拒否されたりする等のほか、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、虐待や地域からの孤立が問題となっています。
- ▶虐待には、介護者による身体的・心理的虐待、無断での財産処分や介護の放棄等があり、介護者の負担感やストレスが要因となることも多く、高齢者・介護者双方への支援が課題となっています。
- ▶高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等の犯罪行為も問題となっています。

## 障がい者

- ▶障がい者が日常生活や社会生活を営むうえで、物理的な障壁(バリア)だけでなく、障がいへの無理解から生じる偏見や差別、就職や生活に関わる制度的・慣行的な障壁等、さまざまな障壁が存在します。
- ▶例えば、本人を無視して介助者等にだけ話しかける、障がいがあることを理由として、受け付けや学校の受験・入学を拒否する等が該当します。
- ▶暴行や暴言、本人の許可なく財産を処分する等、障がい者に対する虐待も問題となっています。

### 12月3日～9日は 障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者週間」が定められています。

## 部落差別（同和問題）

- ▶歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な問題です。
- ▶現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。
- ▶同和地区（被差別部落）出身という理由だけで、就職・結婚等において、差別される事象が発生しています。
- ▶近年インターネットにおいて、特定の地域を同和地区である旨を記載する等、不当な差別的扱いを助長・誘発する事象も発生しています。
- ▶部落差別解消推進法に基づく実態調査でも、正しい理解が進む一方、偏見や差別は依然として存在することが報告されています。

## アイヌの人々

- ▶北海道を中心とした地域に古くから住む先住民族として、独自の生活様式と文化を築いてきたアイヌの人々は、近世以降の政策によって生活基盤や文化を失い、さまざまな差別を受けてきました。
- ▶今日では、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する正しい理解を促進するための取り組みが行われています。

## 外国人

- ▶文化・価値観・ライフスタイル等の違いやそれらに対する無理解により、外国人であることを理由とした、賃貸住宅等への入居拒否や就労に関する不合理な扱い等が発生しています。
- ▶近年、特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題になっています。

## 感染症（HIV感染者・ハンセン病患者等）

新型コロナウイルス感染症のほかにも、人権課題となっている感染症があります。

### HIV感染者等

- ▶HIV（ヒト免疫不全ウイルス）はエイズを引き起こすウイルスで、免疫機能が低下し、さまざまな合併症を発生することがあります。この発症した状態をエイズと言います。
- ▶HIVに感染しても、適切な治療を受ければ、発症を抑えることができます。また、日常生活で感染することはありません。
- ▶エイズやHIV等に対する知識や理解が不足しているために、日常生活・職場・医療現場等、社会のさまざまな場面において、差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています。

### ハンセン病

- ▶ハンセン病は、らい菌による感染症で、現在は外来治療だけで確実に治癒します。また、感染力はとても弱いです。
- ▶かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、施設入所施策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在しました。
- ▶患者・元患者・その家族の名誉を回復し、差別や偏見をなくするための取り組みが行われています。

## 犯罪被害者とその家族

- ▶犯罪による身体・財産等に関わる直接的被害のほか、メディアの過剰取材や周囲の心ないうわさ・中傷・偏見による精神的被害等の二次的被害により、私生活の平穏が脅かされる事象が発生しています。
- ▶犯罪被害者やその家族の中には、長期にわたり二次的被害に苦しめられている方がいます。
- ▶性犯罪・性暴力の被害者は心身ともに傷つき、その多くは、誰にも相談できずに孤立し、必要な支援が届かない状況にあります。

### 11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められています。

## 北朝鮮当局による拉致問題

- ▶1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局により、多くの日本人が拉致され、区内にも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します。
- ▶重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であると同時に、国際社会全体で取り組むべき課題であり、関心と認識を深めていくことが問題解決に向けた大きな力となります。

### 12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められています。

## 災害発生時の問題

- ▶過去の災害時には、多くの人が避難生活を余儀なくされました。
- ▶避難生活で平時とは異なる生活を強いられる中で、避難所でのプライバシー侵害や犯罪行為等が発生し、女性や高齢者等への配慮等が課題となりました。
- ▶被災地や避難された方々に対する、風評に基づく心ない嫌がらせ等も報告されています。

## 性自認・性的指向

- ▶性自認とは、自分自身の性別に対する自分の認識で、「心の性」と言われることもあります。心と体の性が一致していないことによる周囲からの偏見の目や差別的な取り扱い等で、悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性的指向とは、恋愛や性愛の方向を示すもので、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性的指向が同性や両性に向いていること等により、周囲から興味本位で見られる等、差別や偏見に悩み、苦しんでいる人がいます。

### LGBT

多様な性自認・性的指向を表す総称の一つで、次の言葉の頭文字を取って作られた言葉です。

- 🟡 **L** レズビアン……女性同性愛者
- 🟢 **G** ゲイ……男性同性愛者
- 🟠 **B** バイセクシュアル……両性愛者
- 🟣 **T** トランスジェンダー……身体の性に違和を持つ人

上記のほか、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や自分の性を決められない、わからない人等、さまざまな人がいます。

## 路上生活者

- ▶社会的要因等から、公園・河川・道路等での路上生活を余儀なくされている方がいます。
- ▶高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、その生活はさらに厳しい状況にあります。
- ▶路上生活者に対して、偏見や差別意識等から嫌がらせや暴行等の事象が発生しています。

## 刑を終えて出所した人

- ▶刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見等により、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のあるうわさが流布されたり等、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況があります。
- ▶刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲だけでなく、周囲の人々や地域の理解と協力が必要です。

## 人身取引

- ▶性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- ▶国は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「人身取引対策行動計画2014」を策定する等、国を挙げて防止に向けた取り組みを行っています。

# 人権に関する相談機関

人権に関する相談は、次の機関で受け付けています。  
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相談方法や相談時間等を一部変更している場合があります。詳しくは、各相談機関にご確認ください  
 ※特段の記載がない限り、祝日の相談は休みとなります

## 人権全般の相談

- ▶東京都人権プラザ一般相談  
 (月)～(金)午前9時30分～午後5時30分  
 ……☎(6722)0124・0125
- ▶みんなの人権110番(東京法務局)  
 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
 ……☎0570(003)110
- ▶法務省インターネット人権相談受付窓口  
 (右の二次元バーコードや下記ホームページ  
 〈<https://www.jinken.go.jp/>〉から受け付けています)



## 法律相談

- ▶人権に関する法律相談(区役所3階区民課区民相談所)  
 第3(火)午後1時～4時(来所相談:予約制)……☎内線2145
- ▶東京都人権プラザ法律相談  
 対面:(火)午後1時～4時(第4(火)を除く)  
 ……☎(6722)0124  
 電話:第4(火)午後1時～4時……☎(6722)0126
- ▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ)  
 12月8日(火)午後5時～8時……☎(6722)0127
- ▶「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(東京都人権プラザ)  
 (木)午後1時～4時……☎(6722)0124

## 障がい者のための相談

- ▶障害者福祉課相談支援係(区役所1階)  
 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分……☎内線2685
- ▶荒川たんぼぼセンター  
 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
 ……☎(3891)6824
- ▶支援センターアゼリア  
 第3(木)を除く午前9時～午後9時(祝日も実施)  
 ……☎(3819)2343

## 子どものための相談

- ▶教育センター教育相談  
 (月)～(金)午前9時～午後5時  
 電話相談……☎(3801)4338  
 ビデオ通話による相談(予約制)……☎070(1579)5250
- ▶荒川区子どもの悩み110番  
 (月)～(金)午前9時～午後5時……☎0120(136)110
- ▶子どもの人権110番(東京法務局)  
 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
 ……☎0120(007)110

## その他の相談機関

- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)  
 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分……☎内線2675
- ▶こころと生き方・DVなんでも相談(アクト21)  
 DV(パートナーからの暴力)、夫婦・親子関係、職場・近隣の人間関係、自分自身の生き方等に関する相談を行っています。  
 第1(火)午後5時～8時  
 第1(金)、第2(水)、第4(水)・(金)午前10時～午後4時  
 第2(金)、第3(水)・(金)午後2時30分～8時  
 第2(土)午前10時～午後3時……☎(3809)2890
- ▶LGBT専門相談(アクト21)  
 第4(火)午後2時～4時……☎(3809)2890
- ▶こころの健康相談(がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課内)  
 精神科医による個別相談(来所相談:予約制)  
 保健師による相談は随時受け付けています。……☎内線432
- ▶東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談  
 (火)・(金)午後6時～10時……☎(3812)3727
- ▶犯罪被害者やその家族のための相談(公益社団法人被害者支援都民センター)  
 (月)・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分  
 (火)・(水)午前9時30分～午後7時……☎(5287)3336
- ▶同和問題に関する専門相談(東京都)  
 (火)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時  
 ……☎(6240)6035
- ▶こころといのちのほっとライン(東京都自殺相談ダイヤル)  
 午後2時～翌朝午前5時30分(年中無休)  
 ……☎0570(087)478

## 人権擁護委員による相談

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

**日時** 第2(木)午後1時30分～3時30分(予約制)

**費用** 無料

**予約・問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

### 人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談等の活動を行っています。

### 区内の人権擁護委員(50音順・敬称略)

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| ▶宇津井洋子 | ▶小澤清  | ▶小林美奈子 | ▶小林芳雄 |
| ▶榊真理子  | ▶砂田厚美 | ▶高田正道  | ▶新田知子 |
| ▶松熊貴代  | ▶村井泰雄 | ▶矢吹誠   |       |

## 荒川区子ども家庭総合センター

相談・問合せ ☎(3802)3765

子育てに関するあらゆる相談に対応するため、4月に子ども家庭総合センターを開設し、7月からは、これまで東京都が担っていた一時保護等の児童相談所業務を開始しました。

児童福祉司・児童心理司・保健師等の専門職員を配置して、相談から支援まで切れ目なく迅速に対応できる体制の下、関係機関と連携しながら、家庭や子どもの支援を行っています。

**開庁時間** 午前8時30分～午後5時15分 ※(土)・(日)・(祝)を除く

**所在地** 荒川1-50-17

### その他いつでも相談可能な窓口(24時間・年中無休)

#### ▶児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189

虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、すぐに児童相談所に通告・相談できます。

#### ▶あらかわキッズ・マザーズコール24

☎0120(536)883

妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます。